

令和3年度 <第1回> 認知症対応型サービス事業管理者研修

1 目的

認知症対応型通所介護事業所，小規模多機能型居宅介護事業所，認知症対応型共同生活介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者に就く（予定の）者が，管理者として事業所を管理運営していくために必要な知識・技術を習得することを目的とする。

2 受講対象者

新たに指定認知症対応型通所介護事業所，指定小規模多機能型居宅介護事業所，指定認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の**管理者に就く（予定の）者**であって，認知症介護実践者研修（旧基礎課程を含む）を修了している者とする。（詳細は[「管理者研修の申込案内について」](#)を参照）

さらに，上記に該当した上で，次の（ア）（イ）の条件を満たす者

（ア）カメラ機能付き（内蔵及び外付けを問わない）パソコン，有線によるインターネット環境を準備することができ，同時視聴双方向型研修システム（Zoom）の使用が可能な者。

（イ）同時視聴双方向型研修システム（Zoom）の接続確認を含む，全日程への参加が可能である者。

※本研修は，受講申込者が必ず全課程受講することとし，遅刻，欠席等は認めておりません。

※本研修の全過程を修了した方には，修了証書を交付するとともに，修了者名簿に登載します。

3 開催日程

第1回 令和3年 7月 1日（木）～ 2日（金）：講義・演習 オンラインでの開催

※参考（実施予定）

第2回 令和4年 2月 3日（木）～ 4日（金）：講義・演習 オンラインでの開催

※詳細は[「令和3年度 認知症対応型サービス事業管理者研修日程表」](#)を参照

4 接続テストについて

インターネット接続の整備状況，講義・演習の受講に必要な操作等の確認のため，事前に接続テストを実施します。下記の日程で行いますので，受講決定となった場合は，いずれかの日程でご参加をお願いします。

令和3年 6月 15日（火） 13：30～14：30 オンラインでの開催

（予備日）令和3年 6月 16日（水） 13：30～14：30 オンラインでの開催

4 実施機関

社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 （介護実習・普及センター）

5 受講料

10,000 円

6 提出様式

※各様式はこちらよりダウンロードしてお使いいただけます。



[【様式1】管理者研修受講申込書](#)



[【様式2】管理者の欠員申立書（欠員補充のみ提出）](#)



[【様式4】就業証明書](#)

7 提出期限

（事業所から各市町村への提出期限）

事業所所在地の市町村認知症介護研修所管課へお尋ねください。

（各市町村から県社協「介護実習・普及センター」への提出期限）

提出先：〒892-0816

鹿児島市山下町 14-50 県民交流センター2階

提出期限：**令和 3 年 5 月 21 日（金） 必着**

※申込期限を過ぎた申込みに関しては、一切受け付けませんのでご了承ください

令和３年度第１回認知症対応型サービス事業管理者研修の申込案内について

1 受講対象

新たに認知症対応型サービス事業所（認知症対応型通所介護事業所，小規模多機能型居宅介護事業所，認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム），看護小規模多機能型居宅介護事業所）の管理者に就こうとする者であって，認知症介護実践者研修（旧基礎課程を含む）を修了している者とする。

※ 新たに小規模多機能型居宅介護事業所，認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム），看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者に就こうとする者は，人員基準上の要件（介護老人福祉施設，通所介護事業所及び介護老人保健施設等の介護職員等として３年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者で，身体介護に関する基本的知識・技術を習得している者）を満たし，かつ鹿児島県社会福祉協議会が適当と認めた者とする。

※ 平成１８年３月３１日までに認知症介護実践者研修（旧基礎課程を含む）を修了し，平成１８年３月３１日にグループホーム等の管理者であった者は，標記研修を修了しているものとみなされる。（なお，指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者については，上記の他，平成１７年度鹿児島県保健福祉部介護保険課長通知に基づき実施された「認知症高齢者グループホーム管理者研修」を修了した者も標記研修を修了した者とみなされる。）

上記に該当し，かつ（ア）（イ）の条件を満たす者

（ア）カメラ機能付き（内蔵及び外付けを問わない）パソコン，有線によるインターネット環境を準備することができ，同時視聴双方向型研修システム（Zoom）の使用が可能な者

（イ）同時視聴双方向型研修システム（Zoom）の接続確認を含む全日程への参加が可能である者

2 研修内容・・・別紙「令和３年度 認知症対応型サービス事業管理者研修日程表」参照

3 申込方法

① 提出書類

- ◆ 管理者研修受講申込書（別紙様式１）
- ◆ 受講者の雇用を証する，雇用契約書等の写し
- ◆ 現有資格証の写し
- ◆ 欠員申立書（欠員補充の場合，別紙様式２により既受講者の欠員申立書）
- ◆ 小規模多機能型居宅介護事業所，グループホーム，看護小規模多機能型居宅介護事業所で管理者に就こうとする者は，特養，老健，通所介護等で３年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を証明する職務内容を記載した，勤務していた事業者の就業証明書（別紙様式４）
- ◆ 新規開設の場合は，新規開設計画書の写し
- ◆ 認知症介護実践者研修（旧基礎課程を含む）の修了証書の写し

② 受講料 10,000円（決定通知に同封される払込票による振込み）

③ 市町村への提出期限 令和3年 5月〇〇日（〇）必着

各市町村が設定する期日

※ 各市町村から介護実習・普及センターへの提出は
5月21日（金）必着

④ 提出先 各市町村介護保険担当課内 「認知症介護研修」担当〇〇宛

4 接続テストについて

インターネット接続の整備状況、講義・演習の受講に必要な操作等の確認のため、事前に接続テストを実施します。下記の日程で行いますので、いずれかの日程でご参加をお願いします。

令和3年6月15日（火）13:30～14:30

（予備日）令和3年6月16日（水）13:30～14:30

※両日ご参加頂いても構いません。

5 留意事項

- ・ 受講申込書には、法人印を必ず押してください（所属長・担当者私印は不可）。
- ・ 必要事項の記載漏れがないよう十分に確認してください。
- ・ 受講対象者の資格要件等については注意してください。
- ・ 受講の決定は、県社会福祉協議会が受講申込書類に基づき受講の可否を決定し、既存の事業所については所属する事業所あてに、新規開設予定の事業所については、受講申込書の法人所在地に、それぞれ郵送します。
- ・ 受講申込者多数の場合は、受講できないこともあります。
- ・ 研修課題、受講票（写真貼付）は受講決定通知時に案内します。
- ・ 本研修は受講申込者本人が必ず全課程受講することとし、遅刻、欠席、代理受講等は一切認めません。
- ・ 本研修の全課程を修了した方には、修了証書を交付するとともに修了者名簿に登載します。

6 開催要領及び様式を当会のホームページ「お知らせ」に掲載します。

【掲載期間】 5月1日（土）～5月25日（火）

【掲載場所】 URL <http://www.kaken-shakyo.jp/>